

鳥取県告示第527号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社イングス	鳥取市湖山町東四丁目103	デイサービス縁	鳥取市西品治86-2	通所介護	平成24年7月1日
社会福祉法人こほうえん	境港市誠道町2083	短期入所生活介護にしまち幸朋苑	鳥取市西町五丁目108	短期入所生活介護	平成24年7月2日
とっとり福祉サービス有限会社	鳥取市行徳三丁目317	共用デイサービス事業所ゆう	鳥取市佐治町古市8-2	認知症対応型通所介護	平成24年7月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社イングス	鳥取市湖山町東四丁目103	デイサービス縁	鳥取市西品治86-2	介護予防通所介護	平成24年7月1日
社会福祉法人こほうえん	境港市誠道町2083	短期入所生活介護にしまち幸朋苑	鳥取市西町五丁目108	介護予防短期入所生活介護	平成24年7月2日